

ポジティブ・アクション能力アップ助成金は平成26年度限りで 廃止されました。

▶現在、「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」として、女性の活躍推進に関する数値目標を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」に掲載し、ポジティブ・アクション研修を実施して、目標を達成した場合、事業主に助成金を支給しています。(支給機関:都道府県労働局雇用均等室)

！！制度廃止後の経過措置について！！

平成27年3月31日までに「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」に数値目標を掲載し、平成30年3月31日までに数値目標を達成した事業主が、本助成金の要件を満たした場合は、経過措置として助成金を支給します。



現在国会で審議中の女性活躍推進法(平成27年2月国会提出)の
成立後、詳細を検討し、新制度を運用開始予定です

「ポジティブ・アクション加速化助成金(仮称)」により
ポジティブ・アクションに取り組む事業主を支援します！

▶制度の概要

女性の活躍推進に関する「数値目標」と、その達成に向けた「取組目標」を盛り込んだプランを策定し、自社の女性の活躍の状況と併せて公表した上で目標を達成した場合、達成した目標に応じ段階的に助成金を支給。

【主な要件】

- ① 自社の女性の活躍推進の状況について実態把握を行い、課題を分析すること。
- ② 自社の課題解決に相応しい「数値目標」を定めていること。
- ③ 上記②の数値目標の達成に向けた「取組目標」を定めていること。
- ④ 「数値目標」と「取組目標」を盛り込んだプランを策定し、自社の女性の活躍に関する状況と併せて公表すること。
- ⑤ 取組を実施し「取組目標」を達成すること。⇒中小企業については下記(1)の額を支給
- ⑥ 「取組目標」達成後、「数値目標」を達成すること。⇒下記(2)の額を支給

助成額

- (1)「取組目標」達成時⇒**30万円**を支給(※中小企業のみ)
- (2)「数値目標」達成時⇒中小企業:**30万円**を支給
大企業:**30万円**を支給

(支給機関:都道府県労働局雇用均等室)

